

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																				
<p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 I P通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・I SDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2に係る契約者回線 (当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 品目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) (略)	(略)	(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・I SDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2に係る契約者回線 (当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 品目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の	<p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 I P通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時 I P通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・I SDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又は当社が別に定めるものとの間において行うことができません。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 品目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) (略)	(略)	(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・I SDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又は当社が別に定めるものとの間において行うことができません。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 品目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の
区 分	内 容																				
(1) (略)	(略)																				
(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・I SDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2に係る契約者回線 (当社が別に定める場合を除きます。)との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 品目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の																
区 別	内 容																				
グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の																				
区 分	内 容																				
(1) (略)	(略)																				
(2) I P通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・I SDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。)を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、I P通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又は当社が別に定めるものとの間において行うことができません。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信等により利用可能なもの)</p> <p>(ア) ~ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー2-2-1には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 品目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p style="margin-left: 20px;">C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 別</th> <th style="width: 90%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の																
区 別	内 容																				
グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の																				

新旧対照

旧		新																											
	100Mb/sのカテゴリ-3-1若しくは200Mb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの		100Mb/sのカテゴリ-3-1若しくは200Mb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの																										
グレード2	グレード1以外のもの																												
<p>(オ) メニュー2-2-1における1Gb/sのものには、次表のとおりその他の細目があります。</p> <p>A 伝送速度に関する細目 (略)</p> <p>B 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注略)</p> <p>(カ) メニュー2-2-2には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p>A 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p>C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>グレード2</td> <td>グレード1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 通信が可能な契約者回線等による細目は100Mb/s又は1Gb/sのものにあります。</p>		細目	内容	(略)	(略)	品目	内容	(略)	(略)	区別	内 容	グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの	グレード2	グレード1以外のもの	<p>(オ) メニュー2-2-1における1Gb/sのものには、次表のとおりその他の細目があります。</p> <p>A 伝送速度に関する細目 (略)</p> <p>B 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 クラス2のものは1Gb/sのものに限り提供します。</p> <p>(注略)</p> <p>(カ) メニュー2-2-2には、契約者回線について次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目があります。</p> <p>A 品目 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 10Gb/sのものは、(キ)に規定する伝送速度に関する細目の中からあらかじめIP通信網契約者が指定した細目に係る伝送速度による符号伝送を行うことができます。</p> <p>B 通信が可能な区域による細目 (略)</p> <p>C 通信が可能な契約者回線等による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレード1</td> <td>その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 通信が可能な契約者回線等による細目は100Mb/s又は1Gb/sのものにあります。</p>		細目	内容	(略)	(略)	品目	内容	(略)	(略)	区別	内 容	グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
細目	内容																												
(略)	(略)																												
品目	内容																												
(略)	(略)																												
区別	内 容																												
グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの																												
グレード2	グレード1以外のもの																												
細目	内容																												
(略)	(略)																												
品目	内容																												
(略)	(略)																												
区別	内 容																												
グレード1	その契約者回線に係る通信について、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの																												

新旧対照

旧	新								
<p>D 保守の態様による細目 (略)</p> <p>(キ) メニュー2-2-2における10Gb/sのものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="483 335 1010 414"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 伝送速度に関するその他の細目が1 Gb/sのものは、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s及び1 Gb/sのプラン2及びプラン3並びにメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s及び1 Gb/sのものに係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことができます。</p> <p>2 IP通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における1 Gbit/sごとに、当社が別に定める着信回線種別(その契約者回線が着信することが可能なIP通信網サービスの種別をいいます。)の中から1つ以上を、あらかじめ指定いただきます。</p> <p>3 IP通信網契約者は、この備考の2の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。</p> <p>(ク) メニュー2に係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー5及び当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)からの着信(着信者識別符号(メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとする。)により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ケ) ~ (略)</p> <p>(ス)</p> <p>ウ</p>	細目	内容	(略)	(略)	<p>D 保守の態様による細目 (略)</p> <p>(キ) メニュー2-2-2における10Gb/sのものには、次表のとおり伝送速度に関するその他の細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="1462 335 1989 414"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 IP通信網契約者は、その細目に係る伝送速度における1 Gbit/sごとに、当社が別に定める着信回線種別(その契約者回線が着信することが可能なIP通信網サービスの種別をいいます。)の中から1つ以上を、あらかじめ指定いただきます。</p> <p>2 IP通信網契約者は、この備考の1の規定により指定した着信回線種別を変更することができます。</p> <p>(ク) メニュー2に係る通信は、メニュー5に係る契約者回線等からの着信(着信者識別符号(メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとする。)により行うことができるものに係る契約者回線相互間に係る通信を行うことができます。</p> <p>(注) (略)</p> <p>(ケ) ~ (略)</p> <p>(ス)</p> <p>ウ</p>	細目	内容	(略)	(略)
細目	内容								
(略)	(略)								
細目	内容								
(略)	(略)								

新旧対照

旧		新	
	～ (略) ケ		～ (略) ケ
(3) ～ (略) (23)	(略)	(3) ～ (略) (23)	(略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 メニュー2に関する利用料金

2-2-1 基本額

(1) 基本料 (略)

(2) 削除

(3) メニュー2-2-1における1Gb/sのものに係る加算料 (略)

(4) メニュー2-2におけるグレード2のものに係る加算料

2 料金額

2-1 (略)

2-2 メニュー2に関する利用料金

2-2-1 基本額

(1) 基本料 (略)

(2) 削除

(3) メニュー2-2-1における1Gb/sのものに係る加算料 (略)

(4) 削除

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
10Mb/sのもの	15,000円(税込価格 16,500円)
100Mb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)
1Gb/sのもの	190,000円(税込価格 209,000円)
備考 10Mb/sのものはメニュー2-2-1のものに限り提供します。	

(5) (略)

(6) (略)

2-2-2 加算額 (略)

2-2

～ (略)

2-8

(5) (略)

(6) (略)

2-2-2 加算額 (略)

2-2

～ (略)

2-8

新旧対照

旧					新				
2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの					2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの				
		区 分	単 位	料金額 (月額)			区 分	単 位	料金額 (月額)
発信者識別符号認証代行機能	メニュー2-2 (1Gb/s及び10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線について、あらかじめ登録した発信者識別符号 (契約者回線等 (メニュー1、メニュー5及び当社が別に定める電気通信サービスに係るもの)に限ります。)からの着信の際に発信者を識別するための英字及び数字等の組み合わせであって、IP通信網契約者が割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用した通信のみを許容する機能		(略)	(略)	発信者識別符号認証代行機能	(略)		(略)	(略)
	備考	1 ～ (略) 5				備考	1 ～ (略) 5		
発信契約者回線等番号受信機能	(略)		(略)	(略)	発信契約者回線等番号受信機能	(略)		(略)	(略)
	備考	(注1) (略) (注2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー1に係るIP通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号及びメニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信 (帯域確保機能を利用したものに限ります。)により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。				備考	(注1) (略) (注2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信 (帯域確保機能を利用したものに限ります。)により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。		
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

新旧対照

旧		新																		
(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの		(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの																		
セッション解除機能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー1及びメニュー5に係るものに限ります。）との間の通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー1及びメニュー5に係るものに限ります。）との間の通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—	備考	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー2に係る契約者回線と接続しているメニュー5に係る契約者回線等との間の通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	メニュー2に係る契約者回線と接続しているメニュー5に係る契約者回線等との間の通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—	備考	(略)	
区 分	単 位	料金額																		
IP通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー1及びメニュー5に係るものに限ります。）との間の通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—																		
備考	(略)																			
区 分	単 位	料金額																		
メニュー2に係る契約者回線と接続しているメニュー5に係る契約者回線等との間の通信について、IP通信網契約者（メニュー2に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能	—	—																		
備考	(略)																			
(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの (略)		(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの (略)																		
<p>附 則（令和8年3月30日企営155500000906号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 （サービスの終了）</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー2-2-1及びメニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のものを終了することとします。 （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の細目を提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の細目を提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>メニュー2-2-1における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のもの</td> <td>メニュー2-2-1における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のもの</td> <td>メニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のもの</td> </tr> </tbody> </table>				メニュー2-2-1における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のもの	メニュー2-2-1における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のもの	メニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のもの	メニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のもの													
メニュー2-2-1における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のもの	メニュー2-2-1における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のもの																			
メニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード2のもの	メニュー2-2-2における通信が可能な契約者回線等による細目がグレード1のもの																			